会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第５３５号
令和３年６月１０日

郡市医師会長　殿

埼玉県医師会会長　金井　忠男
（公印省略）

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

コロナウイルス感染症ワクチン接種体制づくりにつきまして、多大なるご協力をいただき、厚く御礼いたします。

別紙の個別接種および集団接種に対する財政支援については、すでにご案内しておりますが、県医師会に問合せがあることから、今一度、会員医療機関への周知をお願いいたします。

また、貴会におかれましても、すでにご対応いただいていると存じますが、個別接種の掘り起こしについて、ご協力くださいますようお願いいたします。

担当：業務Ⅰ課
TEL：048-824-2611
FAX：048-822-8515

加入者医師会 収受 3.6.10 340 号

新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化

1　個別接種に対する財政支援

(1)時間外・休日の接種費用の上乗せ　（適用期間 R3.4.1～7.31）

時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費用負担金の1人当たり単価に、診療報酬上の**時間外加算相当分を加算**

※休日・時間外の定義は次頁を参照。

	時間外	休 日
現 行	2,070円	2,070円
上乗せ後	**2,800円** （＋730円）	**4,200円** （＋2,130円）

(2)新型コロナ緊急包括支援交付金を用いた追加支援（案）（適用期間 R3.5.10～7.31）

※詳細については、別途手引きを作成して御案内する予定

追加策①「診療所」における接種回数の底上げ

（支援内容）
7月末までに4週間以上、下記の回数を接種した週について、県が支援を実施（週・・・日曜～土曜）
ア　週100回以上接種　・・・　接種1回あたり**2,000円**
イ　週150回以上接種　・・・　接種1回あたり**3,000円**

追加策②　接種施設数の増加（診療所・病院共通）

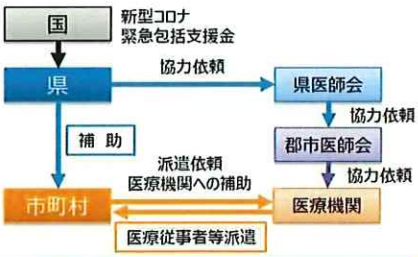
（支援内容）
医療機関が、**1日あたり50回以上**のまとまった規模の接種を行った場合に、1日当たり**10万円(定額)**を県が交付
（日・・・0時から24時までとする。日をまたいで継続して接種する場合は前日にカウントする。）

2　集団接種に対する財政支援

(3)市町村の集団接種の体制強化

4月1日から7月31日までの間、診療時間外・休日に**集団接種会場**に医師等を派遣した医療機関に対し、市町村を通して支援

上限額
（1人1時間あたり）
医　師　7,550円
看護師　2,760円



追加策③「病院」における接種体制の強化

（支援内容）**5月10日から7月31日まで**の間、特別な体制を組んで、1日あたり**50回以上**の接種を**週1日以上**、**7月末までに4週間以上**行う場合に、上記の集団接種会場への派遣の際と同様の支援を受けることができる
1人1時間あたり　医師7,550円、看護師2,760円
（追加策②と重複して交付を受けることが可能）

休日の定義

・日曜日
・国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）第３条に規定する国民の祝日
※上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする（(1)の事業に限る）
※上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

時間外の定義

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間
※当該医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合も時間外とする
（(3)の事業に限る）

「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について（令和３年４月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・医政局総務課事務連絡）」の補足について（令和３年６月１日更新）から抜粋